

2026年1月

お客様各位

T & D フィナンシャル生命保険株式会社

生命保険料控除制度の改正に関するお知らせ

2025年度税制改正において生命保険料控除に関する改正が実施され、一般生命保険料控除の限度額が一部変更となりますので、お知らせいたします。

記

1. 対象契約

2012年1月1日以降に締結したご契約

2. 変更内容

2026年分の所得税に係る一般生命保険料控除額について、下記のとおり変更されます。

【現行】

- 所得税の生命保険料控除額（所得税の課税対象額から控除されます）

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

【変更後】

- 所得税の生命保険料控除額（所得税の課税対象額から控除されます）

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

※ 2026年における時限措置として、23歳未満の扶養親族がいる場合、つぎのとおり変更されます。

年間正味払込保険料	控除される金額
30,000円以下のとき	全額
30,000円をこえ60,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+15,000円
60,000円をこえ120,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+30,000円
120,000円をこえるとき	一律60,000円

前記のお取扱は 2026 年 1 月現在のものです。したがいまして、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱につきましては、所轄の税務署にご確認ください。

3. ご契約のしおり・約款における記載について

ご契約のしおり・約款におきましては、該当箇所を「2. 変更内容」のとおりお読み替えください。

4. お手続きについて

本変更に関して、お客様にお手続きをいただく必要はございません。

以上

(316-25-C127)